

再評価書

事業名	一級河川 大内山川 広域基幹河川改修		事業区分	河川事業	室名	河川・砂防室
事業概要	工期 (下段: 当初)	昭和 54 年～平成 35 年 昭和 54 年～平成 35 年	全体事業費 (下段: 当初)	6,121 百万円 (負担率: 国 0.5 : 県 0.5) 6,121 百万円 (負担率: 国 0.5 : 県 0.5)		
事業目的及び内容						
<p>(1) 事業の目的 大内山川は、三重県の南勢地域に位置し、大紀町の春日に発して、宮川に合流する総延長 31.0km、流域面積 134.36km² の一級河川です。 大内山沿川の浸水被害防止を目的に護岸等の改修により、流下能力を確保し、治水安全度の向上を図ることを目的としています。</p>						
<p>(2) 事業の内容 事業の内容は、次の通りです。 延長 L = 22,700m ①掘削 1,111,800m³ ②築堤工 7,065m ③護岸 16,007m ④橋梁 10 橋 ⑤堰 1 基 ⑥用地・補償 1 式</p>						
事業主体の再評価結果						
<p>1 再評価を行った理由 前回の再評価実施後、一定期間が経過し、なお継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要項第 2 条第 3 項に基づき、再評価を行いました。</p>						
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み ① 昭和 54 年度に事業着手 ② 平成 6 年度に全体計画を変更 ③ 平成 10 年度に事業再評価を実施 ④ 平成 15 年度に事業再評価を実施 ⑤ 平成 20 年度までに事業費ベースで 83% が完了予定 ※ 平成 35 年度に整備完了見込み</p>						
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化 ○周辺環境の変化 大紀町は、平成 17 年 2 月 14 日に大宮町・紀勢町・大内山村の合併により誕生しました。 また、紀勢自動車道は、平成 18 年 3 月までに大宮大台 IC が開通し、現在は大宮大台 IC から尾鷲北 IC までの延伸工事が行われています。平成 21 年 3 月までには紀勢 IC まで開通予定です。 大内山川は、全体を通して豊かな環境が保全されており、アユ等川魚の良好な漁場となっており、天然記念物 ネコギギの生息地でもあります。 近年の浸水被害状況は、平成 16 年 9 月 29 日の台風 21 号により床上浸水 17 戸、床下浸水 35 戸の被害を被っています。</p>						

4 費用対効果分析と要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

(平成 15 年度 費用対効果分析結果；H12 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果（総便益/総費用） $B/C = 161.90 / 66.89 = 2.47$

※総便益 B=総便益（現在価値化）

※総費用 C=建設費（現在価値化）+維持管理費（事業費の 0.5%現在価値化）-残存価値（現在価値化）

(平成 20 年度 費用対効果分析結果；H17 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果（総便益/総費用） $B/C = 188.95 / 70.73 = 2.67$

※総便益 B=総便益（現在価値化）+残存価値（現在価値化）

※総費用 C=建設費（現在価値化）+維持管理費（事業費の 0.5%現在価値化）

○B/C 上昇の原因

氾濫区域内の資産増加が要因です。

4-2 地元意向

平成 16 年の豪雨においても浸水被害が発生しており、柏野町内会連合会他、各自治会から事業の早期完成を望む声があります。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

河床掘削等による発生土を近隣の他事業に流用する等してコスト縮減に努めます。

護岸材料、工法の新技術の活用等によりコスト縮減ができるよう配慮します。

5-2 代替案

①『ダム案』 ダムサイトとしての適地はありません。

②『遊水地・調節池案』 遊水地・調節池として新たに用地を取得することや、補償することは困難です。

尚、過去から河道改修を進めていた経緯もあることから、大内山川では河道改修が妥当と考えられます。

再評価の経緯

H15 委員会意見

①河川流域内の遊水機能の低下等、河川への負荷を招かぬよう他の公共事業と調整を行うべきである。

②景観や環境への影響について、関係する市町村及び県民との議論を喚起できる場の構築を望む。

③多自然工法について、定量的な経済的価値と定性的な環境文化的価値を考慮して取り組まれたい。

また、草刈り等日常の維持管理については、地域住民の参画を促すよう努められたい。

④工事着手から長期にわたる事業であるため、段階的目標を示すなど県民への説明に努められたい。

対応状況

①諸開発に対しては、河川管理者として調整を図ります。

②今後、河川整備計画を策定していく過程において、流域懇談会等の議論の場の構築に努めます。

③多自然工法として、国指定天然記念物のネコギギの生息する水域の保全を図り、護岸工は緑化を図るため、大型環境ブロックとしています。また、草刈り等の維持管理については、自治会委託制度等により地域住民の参画を促しています。

④平成 18 年 12 月に策定されて河川整備戦略に基づき、今後 15 年の整備目標を示しています。また、自治会等地域住民の代表者に毎年河川改修の状況等を説明しています。これからも県民への説明に努めます。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要項第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要項第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。